

# 社会福祉法人ま心苑会指定介護老人福祉施設運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ま心苑会が運営する老人福祉法に定める特別養護老人ホーム及び介護保険法による指定介護老人福祉施設（以下、「施設」という。）であって、特別養護老人ホーム並びに指定介護老人福祉施設サービス（以下、「サービス」という。）の設備の規模並びに福祉サービスの提供方法、利用者からの苦情への対応その他、適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条 本施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 2 本施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者その者の立場に立ってサービスの提供に努める。
  - 3 本施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
  - 4 本施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 本施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(事業所の名称等)

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ま心苑
- (2) 所在地 熊本県八代市敷川内町 2 2 5 1 番地の 1

(入所定員)

第 4 条 本施設の入所定員は 5 0 名とする。

(職員の区分及び定数)

第 5 条 本施設の職員の区分及び定数は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1 名
- (2) 副施設長 1 名
- (3) 事務長 1 名
- (4) 事務員 2 名以上
- (5) 生活相談員 1 名以上
- (6) 介護職員 2 0 名以上
- (7) 看護職員 2 名以上
- (8) 機能訓練指導員 1 名以上
- (9) 介護支援専門員 1 名以上
- (10) 医師 (非常勤医師) 1 名
- (11) 産業医 (非常勤医師) 1 名
- (12) 管理栄養士・栄養士 1 名以上
- (13) その他の職員 2 名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第 6 条 職員の業務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長  
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 副施設長  
施設長を補佐し、施設長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 事務長

施設長を補佐し、運営管理の衝に当たり経理を掌る。施設長、副施設長ともに事故あるときは、施設長の職務を代行する。

(4) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(5) 生活相談員

入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

(6) 介護職員

入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

(7) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(8) 機能訓練指導員

入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

(9) 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

(10) 医師（非常勤医師）

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(11) 産業医（非常勤医師）

健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業管理及び職員の健康管理等について、衛生管理者に対し指導及び助言をする。

(12) 管理栄養士・栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

(13) その他の職員

宿直、洗濯、介護助手等のほか、その他の用務に従事する。

(業務分掌)

第7条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第8条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職員会議 (2) 幹部会議 (3) 処遇会議 (4) 給食会議
- (5) その他施設長が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(サービスの内容)

第9条 本施設が行うサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 介護(入浴・排泄・離床、着替え、整容等の日常生活の世話)
- (3) 食事の提供
- (4) 相談及び援助
- (5) 社会生活上の便宜の供与
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

(利用料金等の受領)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入所(入居)者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けるものとする。

ただし、食費、居住費については、入所(入居)者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

- (1) 食費 日額 1,800円 朝 500円 昼 700円 夕 600円

(2)	居住費		
	多床室	日額	915円
	従来型個室	日額	1,231円
(3)	特別メニューの食費		実費
(4)	理美容代		実費
(5)	その他の日常生活費		実費
(6)	サービス提供とは関係ない費用		実費

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 本施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 入所者がサービスの提供を受ける際に留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に入所者に通知するものとする。

- 2 決められた場所以外での喫煙
- 3 サービス従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 4 その他決められた以外の物の持ち込み

(受給資格等の確認)

第13条 本施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 本施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、サービスの提供に努めるものとする。

(入退所)

第14条 本施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービス

- を提供するものとする。
- 2 本施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
  - 3 本施設は、入所申込者が入院治療を要する者であること等入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難であると認めた場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保険施設を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。
  - 4 本施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
  - 5 本施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
  - 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
  - 7 本施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
  - 8 本施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第15条 本施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 本施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

- 第16条 本施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者

証に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 本施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第18条 本施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 本施設職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 本施設は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 本施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画の作成)

第19条 本施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対するサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を断続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする)を招集して行う会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

- 第20条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 本施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
  - 3 本施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 4 本施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
  - 5 本施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
  - 6 本施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
  - 7 本施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
  - 8 本施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受け

させることはできない。

(食事の提供)

第21条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し適切な時間に提供する。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

(相談及び援助)

第22条 本施設は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第23条 本施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 本施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 本施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第24条 本施設は、入所者に対し、その心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第25条 本施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 本施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(栄養管理)

第26条 本施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うよう努める。

(口腔衛生の管理)

第27条 本施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うよう努める。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第28条 本施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び本施設に入所することができるものとする。

(入所者に関する保険者への通知)

第29条 本施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知するものとする。

- 2 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 3 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(1日の流れ)

第30条 入所者は、1日の流れを別紙1のとおり励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(禁止行為)

第31条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信仰の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(身体拘束)

第32条 本施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 本施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応)

第33条 本施設は、サービス提供を行っているときに入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応する。

2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。

(勤務体制の確保等)

第34条 本施設は、入所者に適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の

体制は別紙のとおりとする。

- 2 本施設は、当該施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 本施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、本施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
  - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 4 本施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

- 第35条 本施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 本施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 本施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

- 第36条 本施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

- 第37条 非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的

に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 本施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第38条 本施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこととする。

- 2 本施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 当該施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第39条 本施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておくものとする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員等が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- (2) 本施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 本施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出るものとする。
- 3 本施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 本施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 本施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 本施設は、熊本総合病院、ひらきクリニック、田淵整形外科医院を協力医療機関とし、増田歯科医院を協力歯科医療機関とする。

(掲示)

- 第40条 本施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を施設内及び法人ホームページ等（情報公表システム上）にも掲示する。
- 2 本施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

- 第41条 本施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は

その家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 本施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第42条 本施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 本施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第43条 本施設は、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 本施設は、その提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者及びその家族からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 3 本施設は、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

- 第44条 本施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 本施設は、その運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はそ

の家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業  
その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第45条 本施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第46条 本施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的を実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 本施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第47条 本施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

(会計の区分)

第48条 本施設は、サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第49条 本施設は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 本施設は、入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第50条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ま心苑会と本施設の施設長との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月27日 議案第5号）

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年9月9日議案第1号）

1 この規程は、平成16年8月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず第5条第1項第11号については、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成17年9月20日議案第1号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日議案第4号）

この規程は、平成18年3月1日から適用する。

附 則（平成22年11月22日議案第4号）

この規程は、平成22年3月15日から適用する。

附 則（平成27年3月26日議案第8号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日議案第5号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日議案第5号）

この規程は平成27年8月1日から施行する。ただし、改正後の第10条第3項第2号の規定は、施行日以後の利用に係る利用料について適用し、施行日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月16日議案第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和1年6月5日第3号議案）

この規程は、平成31年4月24日から適用する。

附 則（令和元年9月18日第1号議案）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日第3号議案）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日第4号議案）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日第4号議案）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月11日第3号議案）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7年6月10日第3号議案）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。